

平成 28 年 8 月 10 日

近検協第 28-035 号

報告会社 御中

一般社団法人

近畿ブロック昇降機等検査協議会



## 平成 28 年度 7 月分 受付状況ご通知 (月報)

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、7 月度の受付台数は 11,177 台で本年度累計は 45,799 台となり、前年同月比 92.0%、前年度累計比は 98.3%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 建物用途が「個人住宅」に設置されたエレベーターの定期報告について

神戸市・伊丹市及び奈良県においては、建物用途が「個人住宅」であってもホームエレベーター仕様以外（積載荷重が 300kg 超）のエレベーターについては、定期報告が必要となる場合があります。

既存物件で建物用途が「個人住宅」に変更となった場合及び新規物件で建物用途が「個人住宅」の場合は、定期報告の要否について、事前に特定行政庁に確認してください。

なお、神戸市・伊丹市及び奈良県以外の特定行政庁については、「個人住宅」に設置された昇降機の定期報告は不要です。

#### 2. 定期検査報告書(第二面)第 1 項の記載について

定期検査報告書(第二面)第 1 項のイ～ニの項目が未記入で行政庁へ報告することによって、報告済証(ワッペン)の返却が遅れる可能性があります。つきましては、これまで未記入で報告されていた物件についても、できる限り調査し記入して報告いただくようお願いします。

#### 3. 要是正報告の概要書について

要是正指摘の物件については概要書を各報告会社様で作成いただいておりますが、6 月 1 日以降の検査実施物件については、必ず新しい様式で作成いただくようお願いいたします。旧様式の場合は再作成の依頼を行いますので周知願います。

4. 堺市からの指導について

検査時に要是正で報告時改善済の場合、改善後の写真を報告書に添付するよう指導がありました。改善後の写真添付は別添 2 様式を活用してください。

5. 法改正にともなう報告書様式の経過措置について

平成 28 年 6 月 1 日に法改正が施行され、報告書の様式についても改正されていますが、経過措置として、旧様式の一部を修正して報告することも可能としています。

この経過措置は平成 28 年 9 月 30 日までとさせていただきます。

検査報告書の協議会受付が平成 28 年 10 月 1 日以降の物件については、新様式にて報告してください。旧様式で報告された場合は返却させていただきます。

以上